

稼働年齢層の受給者に対する 就労支援について

1

2025年度 生活保護関係職員研修
令和7年5月15日(木)

1 生活保護法における 就労支援の位置付け

国家責任による最低生活保障の原理(1条)

保護請求権無差別平等の原理(2条)

健康で文化的な最低生活保障の原理(3条)

「国の義務」

保護の補足性の原理(4条)

・・・「被保護者の義務」

資産・能力等の活用

親族扶養優先

他法・他施策優先

(1) 自助努力の義務

● 生活保護法 ●

(この法律の目的)

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(生活上の義務)

第60条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

● 日本国憲法 ●

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

自立助長は法の基本的な目的の一つ。

**生活保護を受給するうえで、
可能な限りの就労と自立に向けた努力は
必須！**



(2) 指導の根拠

● 生活保護法 ●

(指導及び指示)

第27条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

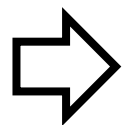
3 第1項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(指示等に従う義務)

第62条 被保護者は、保護の実施機関が、第30条第1項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

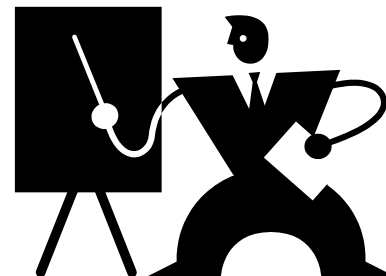
法の目的

- ・最低生活保障
- ・自立助長



被保護者が常に自立に向けて
最大限の努力をするよう、
(勤労、健康増進、節約等)

福祉事務所は指導・指示を
行う必要がある。



※ ○か×か、その理由等を考えてみてください



Q1 被保護者のAさんは、ハローワークでX社を紹介されたが、その仕事が好みでないため、どうしても嫌だと言っている。この場合、本人が納得できる種類の仕事が見つかるまで、保護を継続するべきである。

Q2 被保護者のBさんは、病気のためしばらく入院していたが、退院後1年が経過し回復した様子であるため就労指導を行ったところ、学歴(大卒)に見合った仕事でないため納得できないと言っている。本人の自尊心に関わる問題であり、うかつに立ち入ることもできないため、しばらく本人の意思に任せて様子を見ることとした。

2 就労支援の具体的な内容

(1) 基本方針

「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」

平成25年5月16日付け社援発0516第18号 社会・援護局長通知

- 就労できない状況が長く続くと、就労による自立が困難となる傾向



- 保護開始後から早期脱却を目指し、活動期間を定めて集中的な支援を行うことで、就労自立を目指す。



- 本人の意向も尊重しつつ、実施機関と求職活動内容を共有し、具体的な目標を持って求職活動を実施。

2 就労支援の具体的な内容

(2) 自立活動確認書を用いた支援

＜自立活動確認書の作成＞

- ・保護開始決定後（又は就労可能となった時点から）速やかに作成
- ・本人の同意を得て求職活動の具体的目標・内容を決定
- ・作成した確認書は本人と共有

＜活動期間（6か月以内）の集中的な支援＞

- ・本人との面談等による求職活動の確認
- ・活動期間の中間時点で評価、必要な見直し
- ・活動期間の終了時点で評価、見直し、延長（3か月以内）の決定

2 就労支援の具体的な内容

(3) 自立支援プログラムを用いた支援

「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」

平成17年3月31日付け社援発第0331003号 社会・援護局長通知

＜自立支援プログラムとは＞

組織的に被保護世帯の自立を支援するため、就労自立、日常生活自立、社会生活自立を目指すプログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に組織として対応するもの。

対象者別の就労支援プログラムのほか、多重債務者等支援プログラム、在宅高齢者日常生活支援プログラム、元ホームレス等居宅生活支援プログラムなど、多様な種類を実施機関が策定することができる。

(3) 自立支援プログラムを用いた支援

自立支援プログラムによる支援の大まかな流れ

- ① 被保護者の実情把握(稼働能力、自立阻害要因等)
- ② 支援方針の決定
- ③ 自立目標の設定と個別支援プログラムの選定(自立計画書の作成)
- ④ 取組状況の把握(定期又は随時報告＋年2回以上の訪問)
- ⑤ 定期的な評価
- ⑥ 支援の見直しと指導指示(保護の停廃止も検討)

2 就労支援の具体的な内容

(4) 被保護者就労支援事業

● 生活保護法 ●

(被保護者就労支援事業)

第55条の7 保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報を提供及び助言を行う事業を実施するものとする。



「被保護者就労支援事業の実施について」

平成27年3月31日付け社援保発0331第20号 保護課長通知

(4) 被保護者就労支援事業

＜被保護者就労支援事業による支援の流れ＞

○ 原則専任の就労支援員の配置

1 アセスメント

現状の把握、自己理解への支援、職業理解への支援

2 個別シートの作成 基本方針による自立活動確認書を参考

本人に応じた目標や支援内容を記載し明確化

3 求職活動の支援

4 支援の評価

(自立支援プログラムに位置付けて実施)

2 就労支援の具体的な内容

(5) 被保護者就労準備支援事業

対象者

- ・就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題を抱える被保護者

事業内容

- ① 日常生活自立に関する支援
- ② 社会生活自立に関する支援
- ③ 就労自立に関する支援

- ・原則として最長1年
- ・自立支援プログラムに位置づけた上で就労支援プログラムを策定

2 就労支援の具体的な内容

(6) 生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・被保護者、児童扶養手当受給者、住宅確保給付金受給者等で、地方自治体から公共職業安定所長に就労支援の依頼があった者のうち、安定所長が適当と認めた者

＜支援対象者の選定基準＞

- ・稼働能力があり、健康状態に問題がない
- ・就労意欲がある
- ・自立阻害要因がない
- ・参加に同意している

2 就労支援の具体的な内容

(7) 就労自立給付金

- ・保護脱却後に税・社会保険料等の負担が生じることを念頭に、安定した職業に就いたことにより保護を必要としなくなったと認める者に対して給付する。

⇒就労自立のインセンティブ強化、脱却後の生活支援、再度の保護受給防止

3 就労支援の取組の効果検証

「就労支援促進計画の策定について」

平成27年3月31日付け社援保発0331第22号 保護課長通知

○ 就労支援促進計画

- ・事務的な効果測定ができるよう、具体的な数値目標を設定

計画 ⇒ 評価結果

【盛り込む事業】

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業
- ・被保護者就労支援事業
- ・被保護者就労準備支援事業
- ・その他の就労支援(CWのみによる就労支援は含まない)

おわりに

監査における文書指摘の内容

稼働能力の活用状況や病状が的確に把握され、就労(増収)指導の可否又は療養指導の要否等の検討がなされているか

1 就労指導の可否

- 病状が未把握で、稼働能力の有無・程度等が判断されておらず、就労に向けた指導援助が必要なのか、または、療養指導が必要なのか、指導援助の方針が検討されていない場合
- 稼働能力を活用しているか判断されていない場合

2 就労指導

- 就労可能な者やさらなる稼働能力活用が可能である者に対し、積極的かつ具体的な指導援助等を行っていない場合
- 求職活動状況申告書を毎月徴取していないため、有効な助言指導ができていない場合